

答申第 624 号

平成 28 年 12 月 21 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 27 年 9 月 10 日付けで諮問された特定病院の特定問題に関する文書一部
非公開の件（諮問第 697 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関は、特定病院の特定問題に関する文書のうち、特定病院における精神保健指定医の指定取消に関する文書について、別表2に掲げるものは公開すべきであるが、別表3に掲げるものを非公開としたことは妥当である。また、前記指定取消に付随する診療報酬の不正・返還にかかわる文書について、不存在であるとして公開を拒んだことは妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成27年7月30日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定病院の特定問題に関する文書について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、特定病院における精神保健指定医の指定取消（以下「本件事件」という。）に関する文書（平成27年4月15日付け厚生労働省プレスリリース、同年5月14日付け起案文書、同月26日を施行日とする同月25日付け起案文書（以下「平成27年5月25日付け起案文書（その1）」という。）、同月27日を施行日とする同月25日付け起案文書（以下「平成27年5月25日付け起案文書（その2）」という。）、同年6月18日付け起案文書、同年7月8日付け起案文書及び同月10日付け起案文書から構成される文書で、以下総称して「本件行政文書」という。）を対象文書として特定の上、同年8月20日付けで、特定の個人が識別され又は識別され得るとして条例第5条第1号を理由に、指定取消の処分を受けた精神保健指定医（以下「被処分者」という）の氏名等別表1に掲げる部分（以下「本件非公開情報」という。）を非公開するとともに、本件事件に付随する診療報酬の不正・返還にかかわる文書については、不存在であるとする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成27年8月24日付けで、知事に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が提出した異議申立書及び非公開等理由説明書に対する意見書並びに当審査会での異議申立人の意見聴取における主張を整理すると、異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当の点について

本件処分において、本件非公開情報は、条例第5条第1号本文に該当するとされ、実施機関は、その理由として、特定の個人が識別され、又は識別され得る旨説明しているが、次のように、かかる説明には理由がないか、同号ただし書に該当するため公開すべきである。

ア 厚生労働省問い合わせ先

厚生労働省プレスリリース及び同省発出調査依頼文に記載されている問い合わせ先担当者の職名、職員氏名、直通電話番号、内線電話番号及び個人メールアドレスについては、明らかに条例第5条第1号ただし書ア、イ及びウに該当する。

なお、平成27年4月15日付け同省プレスリリースについては、医薬品産業総合情報サイト「日刊薬行」において、現在も掲載されている。

イ 被処分者氏名

被処分者氏名については、次の理由により条例第5条第1号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

(ア) 既に厚生労働省がプレスリリースにより公表していること

(イ) 以前にも同種の事例において同省がプレスリリースを行っており、公表慣行が認められること

(ウ) 新聞報道により実名報道され、全国の図書館に配架された新聞からも閲覧が可能であること

(エ) 内閣府情報公開・個人情報保護審査会（以下「国審査会」という。）

平成16年度独情第20号及び第21号答申において、公務員でない医師の氏名であっても、その職の公的性質にかんがみて法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報に該当するとされていること

(オ) 精神保健指定医の公的性質が強大であることにかんがみ、その情報を

広く公表することは、国審査会平成17年度行情第299号答申において認められていること

(カ) 精神保健指定医は特別職の公務員であること

ウ 特定病院問い合わせ先

特定病院の問い合わせ先内線電話番号及び組織共用メールアドレスについては、一般人がインフォームド・コンセント等として電話で問い合わせれば履歴に残り、メールで問い合わせをすれば当該アドレスにより返信されると推定されるため、条例第5条1号ただし書ア及びイに該当する。

エ 被処分者が過去5年間に勤務したことがある医療機関が所在する都道府県及び指定都市名

被処分者が過去5年間に勤務したことがある医療機関が所在する都道府県及び指定都市名については、全ての都道府県及び指定都市に対して、医療法や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の規定に基づいて調査した文書一切を開示請求すれば、おのずと判明する情報であり、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。

オ 被処分者の職歴一覧表

(ア) 被処分者氏名

被処分者の職歴一覧表のうち、被処分者氏名については、前記イのとおり、公開すべきである。

(イ) 被処分者の指定医取得日

被処分者の指定医取得日については、次の理由により、条例第5条第1号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

a 精神保健指定医は、特別職の公務員であり、指定医取得日は職務遂行の内容に係る情報であること

b 精神保健指定医は、精神保健福祉法第27条の規定により、申請、通報又は届出のあった精神障害者又はその疑いのある者を診察するため、その者の居住する場所へ立ち入る場合には、その身分を示す証票（以下「指定医証」という。）を携帯し、関係人の求めがあった時にはこれを提示しなければならないとされているところ、指定医証には、指定医証の交付年月日が記載されている。病院において診察を行う場合

においても、通常、求められればこれに準じた取り扱いが行われていること、指定医の職務全般に診療記録記載義務が課されていることなどを踏まえれば、指定医証の交付年月日はこれを公表しても社会通念上、被処分者の正当な権利利益を侵害するおそれのある情報とは認められない。

c 行政の説明責任の観点から、公表慣行がある情報であると言えること

d 精神保健指定医は、医師の中でも精神障害者等の人権を制限する性質が強大であること

カ 調査期間（個人）、調査期間（病院）及び調査期間

調査期間（個人）、調査期間（病院）及び調査期間について、これらの期間は、被処分者が当該病院に勤務していた期間と同一であるから、神奈川県内の精神病床を有する全ての精神科病院に対して医療法や精神保健福祉法の規定に基づいて調査した文書一切を開示請求すれば、おのずと判明する情報であり、条例第5条第1号ただし書アに該当する。

キ 被処分者勤務先病院名

被処分者勤務先病院名については、精神保健福祉法の規定に基づく調査に関する文書を開示請求すれば開示される情報であって、公になっている情報に該当する。

ク 被処分者勤務先病院住所及び電話番号

被処分者の自宅のものではなく、勤務先の住所であるから、医療法の規定等により公になっている情報であり、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。

ケ 回答者問い合わせ先

県発出調査依頼文に対する回答文書における問い合わせ先担当者氏名及び電話番号については、本件事件の重大性にかんがみ、また、行政の説明責任の観点からも公表慣行がある。条例第5条第1号が保護するのは個人情報のうち、公開することで私生活に不当な影響が予想される場合や個人の経歴評価について虚像を生み出す場合などを想定しており、重大事件を受けて行われた検証への協力について、その担当者の情報は病院の責任者

に準じるものとしてその職責を以って担当しているものであり、上記のようなおそれは認められない。また、インフォームド・コンセントの権利を行使することで公になる情報であるから、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。

コ 被処分者によって行われた措置の年月日

被処分者によって行われた措置の年月日については、被措置者の氏名や住所が分からない以上、これを開示したところで、被措置者が特定されたり、特定に至らないまでも被措置者の権利利益を害するおそれがあったりするとは推認できず、条例第5条第1号には該当しない。

また、措置診察とは、行政処分を行うために強制的に身柄を拘束されているのであるから、被措置者の人権を擁護するための市民運動を展開するためにも、他の自治体と同様に開示すべきである。

サ 被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号

精神保健指定医の氏名については、厚生労働省や同省の地方厚生（支）局に対して行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求を行えば、医師が精神保健指定医であるか否かの情報は開示されるため、条例第5条第1号ただし書アに該当する。

また、指定医証番号については、指定医証に記載されているものであるため、前記オ(イ)bと同様の理由により、公開すべきである。

シ 病院毎の被処分者数

病院毎の被処分者数については、次の理由により条例第5条ただし書ア、イ及びウに該当する。

(ア) 神奈川県内の精神病床を有する全ての精神科病院に対して医療法や精神保健福祉法の規定に基づいて調査した文書一切を開示請求すれば、おのずと判明する情報であること

(イ) 行政の説明責任の観点から、公表慣行がある情報であると言えること

(ウ) 新聞報道から明らかな情報であること

(エ) 精神保健指定医は、特別職の公務員であり、被処分者数は職務遂行情報であること

ス 調査日時

調査日時は、特別職の公務員として調査を行う日時のことであるから、職務遂行情報であり、条例第5条第1号ただし書ウに該当する。

セ 平成27年7月10日付け起案文書における精神保健指定医であるか否かの区分

本件処分により開示された他の文書において開示されているため、開示すべきである。

ソ 平成27年7月10日付け起案文書における常勤・非常勤の区分

本件処分により開示された他の文書において開示されているため、開示すべきである。

(2) 条例第5条第2号該当の点について

ア 平成27年4月30日付け及び同年7月8日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院の問い合わせ先内線電話番号及び組織共用メールアドレス

平成27年4月30日付け及び同年7月8日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院問い合わせ先内線番号及び組織共用メールアドレスについては、問い合わせれば教示してくれるはずのものであり、また、既に他の自治体における情報公開請求の中で開示されていることを考えると、これらの情報を開示したとしても、当該特定病院の正当な利益を害するには至らないはずである。

イ 県発出調査依頼文、隔離・拘束に関する審査結果報告書及び調査実施日程表における被処分者勤務先病院名

県発出調査依頼文、隔離・拘束に関する審査結果報告書及び調査実施日程表における被処分者勤務先病院名については、医療法や精神保健福祉法の規定に基づいて調査した文書一切を開示請求すれば、当該病院に勤務している医師名はおのずと判明するはずであるから、当該病院に被処分者が勤務していたことが明らかになったとしても、当該病院に不利益は生じないはずである。

(3) 条例第5条第4号該当の点について

平成27年5月22日付け及び同年7月6日付け厚生労働省発出調査依頼文における同省問い合わせ先担当者の内線電話番号及び個人用メールアドレスに

については、既に他の自治体における情報公開請求の中で開示されていることを考えると、これらの情報を開示したとしても、同省の事務事業に支障が生じないはずである。

(4) 条例第7条該当の点について

精神保健指定医は、被措置者の意思に反して人権を制限し、強制的に被措置者を拘束、監禁し、入院加療させる強大な権限を持っているが、こうした精神科医療の現状は、障害者の権利に関する条約第4条、第8条、第10条ないし第12条、第14条ないし第17条、第21条、第22条及び第27条等の規定に明確に違反するものである。

また、本件処分を妥当と判断することは、同条約第12条、第25条及び第31条ないし第33条に反することにもなる。

このような条約違反に加え、精神科医療における関係者による精神障害者への蔑視、歴史的に行われてきた虐待等を踏まえれば、精神障害者とされた者の人権を擁護するためにも、本件非公開情報は、条例第7条に基づき、公開されるべきである。

(5) 診療報酬の不正・返還にかかわる文書の不存在について

本件処分において、実施機関は、本件事件に付随する診療報酬の不正・返還にかかわる文書が不存在であるとしているが、新聞報道によると、神奈川県では、本件事件に付随する診療報酬の返還について、「報酬の返還を求めるのは法律上難しい」と判断していることが見てとれる。したがって、その判断に至る行政文書が存在するはずである。

4 実施機関（保健福祉局保健医療部保健予防課（平成28年度から保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課））の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、非公開等理由説明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

精神保健指定医制度は、精神保健福祉法に規定されるもので、精神科医療において、精神疾患者の意思によらない入院や一定の行動制限を行う必要性

がある中であって、これらの業務を行う医師には、精神疾患者の人権に十分配慮した医療を行うに足る知識を備えている必要があることから、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を終了した医師の中から、厚生労働大臣が「精神保健指定医」を指定し、これらの業務を行わせることとしたものである（精神保健福祉法第18条）。

この制度の下では、精神保健指定医は、措置入院の判断等、人権上適切な配慮を要する業務や精神科病院への立入検査等の権限の行使に関する業務については、都道府県知事の適正な権限行使を担保するため、公務員として職務を行うこととされている（同法第19条の4第2項）。

したがって、本件事件における被処分者についても、本県の公務員として職務を行っていたこととなる。

このため、本件事件に関する各種調査が厚生労働省等から本県に対して行われており、これらの調査等に関する本件行政文書を、対象文書として特定したものである。

(2) 条例第5条第1号該当性について

本件非公開情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第5条第1号本文に該当する。

なお、本件非公開情報のうち、次に掲げるものについては、以下のとおり、補足する。

ア 厚生労働省発出調査依頼文における同省問い合わせ先担当者の職員氏名

厚生労働省発出調査依頼文における同省問い合わせ先担当者の職員氏名は、同省の幹部職員名簿に記載されておらず、また、他に公になっているものでもないため、条例第5条第1号ただし書イに該当することはない。

イ 被処分者の指定医取得日

被処分者の指定医取得日は、初回に交付される指定医証の交付年月日とは一致するが、精神保健指定医の資格更新に伴う指定医証の更新により一致しなくなり、また、精神保健指定医が通常診療に際して指定医証を提示する慣習があるとまでは言えない。したがって、被処分者の指定医取得日に公表慣行があるとは言えず、条例第5条第1号ただし書イに該当することはない。

ウ 厚生労働省発出調査依頼文における被処分者の職歴一覧表に記載された調査期間（個人）及び調査期間（病院）

厚生労働省発出調査依頼文における被処分者の職歴一覧表に記載された調査期間（個人）は、同省が設定した調査期間である平成22年2月から平成27年4月までのうち、当該被処分者が特定の勤務先に勤務していた期間を記載したものであり、当該被処分者の勤務歴情報にあたり、条例第5条第1号に該当する。

また、調査期間（病院）は、平成22年2月から平成27年4月までのうち、被処分者が勤務していた特定の病院毎に、当該病院に被処分者が勤務していた期間を記載したものであるため、同号に該当する。

エ 被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の指定医証番号

指定医証番号は、指定医証に記載されているものであるが、前記イのとおり、精神保健指定医が通常診療に際して指定医証を提示する慣習があるとは言いえないこと、また、その他の公表又は閲覧制度も設けられていないことから、公表慣行があるとは言えず、条例第5条第1号ただし書イに該当することはない。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 平成27年4月30日付け及び同年7月8日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院の問い合わせ先内線電話番号及び組織共用メールアドレス

平成27年4月30日付け及び同年7月8日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院問い合わせ先内線番号及び組織共用メールアドレスについては、当該特定病院の内部限りの情報であって、公開することにより、誹謗中傷等を目的とした問い合わせ等により正常な業務に支障をきたすおそれ認められるため、条例第5条第2号に該当する。

イ 県発出調査依頼文、隔離・拘束に関する審査結果報告書及び調査実施日程表における被処分者勤務先病院名

県発出調査依頼文、隔離・拘束に関する審査結果報告書及び調査実施日程表における被処分者勤務先病院名は、これを公開することにより、被処分者が勤務していたことが明らかとなり、何ら問題がなかった処分や診療行為等にまで疑義が持たれる等、当該病院の業務の遂行に支障が生ずると

いった不利益を生じさせるおそれがあると認められるため、条例第5条第2号に該当する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

平成27年5月22日付け及び同年7月6日付け厚生労働省発出調査依頼文における同省問い合わせ先担当者の内線電話番号及び個人用メールアドレスは、同省の内部限りの情報であり、公開することにより、誹謗中傷等を目的とした問い合わせ等により事務事業の遂行に支障を生じさせるおそれが認められるため、条例第5条第4号に該当する。

(5) 診療報酬の不正・返還にかかわる文書の不存在について

精神保健医療に係る診療報酬の不正及び返還に係る調査権限は、健康保険法第78条に基づき、厚生労働大臣が有していること、また、診療報酬事務そのものは厚生労働省地方厚生（支）局が所管していることから、実施機関が、本件事件に付随する診療報酬の不正・返還にかかわる文書を作成、取得することはない。

また、異議申立人は、新聞報道上、本件事件に付随する診療報酬の返還について、本県が「報酬の返還を求めるのは法律上難しい」と判断していることから、当該判断に至る行政文書が存在するはずである旨主張するが、厚生労働省の見解である「処分されるまでの指定医としての行為は法的に有効」という前提に立てば、法律上当然に当該判断に至るものである。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第20条に基づき異議申立人からの意見を聴取するとともに、条例第19条第3項に基づき実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を

非公開とすることができる」と規定している。

もつとも、同号本文に該当する場合であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報（同号ただし書ア）」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書ウ）」、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報（同号ただし書エ）」のいずれかに該当するものは、公開すると規定されている。

そこで、本件非公開情報の同号該当性について、そのただし書の適用を含め、以下、対象文書毎に整理して検討する。

ア 平成27年4月15日付け厚生労働省プレスリリース

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

a ファックス送信情報

同プレスリリースのうち、発信者所属名及びファックス文書番号は、発信者が個人でないことに照らせば、個人に関する情報であると認めることはできないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

b 厚生労働省問い合わせ先

(a) 同プレスリリースのうち、厚生労働省の問い合わせ先担当者の職名及び職員氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(b) 他方、問い合わせ先担当者の直通電話番号及び内線電話番号については、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

c 被処分者氏名

被処分者氏名は、個人に関する情報であって、個人を識別することができる情報であると認められるため、条例第5条第1号本文に該当

すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書に該当するものについては公開すべきところ、平成27年4月15日付け厚生労働省プレスリリースは、その性質上、当然に報道されることを前提としていると認められる。したがって、前記(ア)b(a)及び前記(ア)cのとおり、同号本文に該当する厚生労働省の問い合わせ先担当者の職名及び職員氏名並びに被処分者氏名であっても、「慣行として公にされ」た情報であると認められるため、同号ただし書イに該当すると判断する。

もっとも、一旦、公にされた情報であっても、その事実を以って、以後、永続的に公開すべき情報となるわけではなく、当該情報の性質等にかんがみ、相当期間の経過により、公にされているとは認められなくなった時点にあつては、当該情報を非公開とすべきと解される。そして、相当期間の経過により公にされていると認められなくなったか否かを判断するにあつては、経過した期間の長短のみならず、当該情報の性質、公表当時の公表形態と報道状況、現時点における公表継続の有無その他当該情報に関わる諸般の事情を考慮すべきであり、これらの事情を考慮した上で非公開情報として扱うことが社会通念上相当と認められる場合に、当該情報を非公開とすべきであると解される。

これを本件についてみると、同号本文に該当する厚生労働省の問い合わせ先担当者の職名及び職員氏名並びに被処分者氏名のうち、被処分者氏名は精神保健指定医としての指定を取消された者の氏名であり、その氏名の公表には結果的に社会的制裁の要素を含んでいると認められ、かかる情報については、その性質にかんがみ、相当期間の経過により、公にされているとは認められなくなった時点にあつては、非公開とすべきものと解される。

そこで、当該情報について、本件請求時にあつて、既に公にされているとは認められない情報であったか否か、以下、検討する。

当審査会で確認したところ、本件行政文書に記載された被処分者に対する指定取消の処分は、平成27年4月及び6月になされ、厚生労働省か

ら、紙媒体に限られるものの、被処分者氏名を含むプレスリリースが報道機関及び自治体宛に発出され、大きく報道されるとともに、新聞報道にあつては、被処分者氏名が報道されていることが認められる。また、本件請求は、直近のプレスリリースから約1か月後になされているに過ぎない。さらに、精神保健指定医が、精神保健福祉法に基づき、措置入院や行動制限の必要性を判定するといった権限を有していることにかんがみれば、指定申請時に指定医として著しく不相当と認められる行為があつたことは、軽視することができないものである。加えて、指定医の再指定を受けるにあたり、指定医の指定取消後、5年を経過するまでは、厚生労働大臣はその指定をしないことができるとされていること（精神保健福祉法第18条第2項）を考慮すれば、本件請求の時点において、被処分者氏名を非公開情報として扱うことは、社会通念上相当であるとは認められない。

よつて、被処分者氏名については、本件請求時にあつても、なお、条例第5条第1号ただし書イに該当するものとして、公開すべきと認められる。

なお、これらの事情を踏まえれば、現時点にあつても、本件処分時から1年強あまりの期間の経過という事実のみを以つて、その判断は左右されないというべきであり、上記判断を覆す他の特段の事情も認められないことから、同号ただし書イに該当するものとして、被処分者氏名は公開すべきである。

イ 平成27年5月14日付け起案文書

同起案文書のうち、平成27年4月30日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院の問い合わせ先内線電話番号及び組織共用メールアドレスについては、個人に関する情報であると認めることはできないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

ウ 平成27年5月25日付け起案文書（その1）

(7) 条例第5条第1号本文該当性について

a 厚生労働省問い合わせ先

(a) 同起案文書のうち、平成27年5月22日付け厚生労働省発出調査依

頼文における厚生労働省の問い合わせ先担当者の氏名及び個人用メールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(b) 他方、問い合わせ先担当者の内線電話番号については、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

b 被処分者が過去5年間に勤務したことがある医療機関が所在する都道府県及び指定都市名

同起案文書のうち、平成27年5月22日付け厚生労働省発出調査依頼文における被処分者が過去5年間に勤務したことがある医療機関が所在する都道府県及び指定都市名については、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

c 被処分者の職歴一覧表

(a) 同起案文書のうち、平成27年5月22日付け厚生労働省発出調査依頼文における被処分者の職歴一覧表に記載されている被処分者氏名、被処分者の指定医取得日、調査期間（個人）、被処分者勤務先病院名、被処分者勤務先病院住所及び被処分者勤務先病院電話番号は、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(b) 他方、調査期間（病院）については、平成22年2月から平成27年4月までのうち、被処分者が勤務していた特定の病院毎に、当該病院に被処分者が勤務していた期間を記載したものであって、病院側から見た調査期間に過ぎないと認められる。よって、調査期間（病院）については、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

- (a) 厚生労働省の問い合わせ先担当者の氏名及び個人用メールアドレスについて、異議申立人は、明らかに条例第5条第1号ただし書イに該当する旨主張するが、当審査会で確認したところ、同省の企画官以上の幹部職員については、その氏名が公表されているものの、当該職に至らない職員の氏名を公にしている事実は認められず、個人用メールアドレスを公表している事実も認めることはできない。また、これらの情報が公にすることが予定されている情報であるとも認めることができない。よって、これらの情報は、同号ただし書イには該当しないと判断する。
- (b) また、調査期間（病院）を除く被処分者の職歴一覧表に記載されている情報のうち、被処分者氏名については、前記ア(イ)のとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当すると認められるため、公開すべきである。しかし、その余の情報については、慣行として公にされているとは認められず、また、公にすることが予定されている情報であるとも認めることができない。よって、かかる情報は、同号ただし書イには該当しないと判断する。
- (c) なお、異議申立人は、被処分者の職歴一覧表に記載されている被処分者の指定医取得日について、精神保健指定医がその指定に際して交付される指定医証に交付年月日が記載されており、通常診療においても、求めがあれば指定医証を提示しているはずであること等を理由に、条例第5条第1号ただし書イに該当する旨主張するが、精神保健指定医の指定後初めて交付される指定医証の交付年月日は指定医取得日と一致するものの、資格更新に伴い指定医証も改めて交付されるため、資格更新後の指定医証から指定医取得日を確認することはできなくなることが認められる。よって、この点に関する異議申立人の主張は採用することができない。
- (d) また、異議申立人は、被処分者の職歴一覧表に記載されている被処分者勤務先病院住所及び電話番号について、医療法の規定等により公になっているとして条例第5条第1号ただし書イに該当する旨主張するが、前記(ア)c(a)のとおり、かかる情報は、被処分者氏名と

相まって、全体として個人識別情報にあたるため、同号ただし書イに該当すると認めるには、かかる情報が被処分者の個人識別情報として、慣行として公にされていることが必要である。しかし、異議申立人の主張は、端的に、当該病院の住所及び電話番号が医療法の規定等により公になっていると主張するものに過ぎず、被処分者の個人識別情報として公になっていることを主張するものではない。よって、この点に関する異議申立人の主張は、採用することができない。

b 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

(a) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

a' 厚生労働省の問い合わせ先担当者の氏名及び個人用メールアドレスについては、法令等の規定により何人にも閲覧等できる情報とは認められないことから、条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。

b' また、調査期間（病院）を除く被処分者の職歴一覧表に記載されている情報は、全体として被処分者の個人情報であると認められるところ、かかる情報についても、法令等の規定により何人にも閲覧等できる情報とは認められないことから、条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。

c' なお、異議申立人は、被処分者の職歴一覧表に記載されている被処分者の指定医取得日について、精神保健指定医がその指定に際して交付される指定医証に交付年月日が記載されており、精神保健福祉法第19条の6の16第2項の規定により、指定医証を提示する義務があることを理由に、条例第5条第5号ただし書アに該当する旨主張するが、同号ただし書アに該当すると認められるためには、何人も閲覧等が可能であることが必要であるところ、同法第19条の6の16第2項により提示義務が生じるのは、同法が規定する一定の場合に限られていることが認められる。よって、この点に関する異議申立人の主張は、採用することができない。

d' また、異議申立人は、被処分者の職歴一覧表に記載されている調

査期間（個人）、調査期間（病院）及び被処分者勤務先病院名について、医療法や精神保健福祉法の規定に基づき当該病院を監督する権限を有する自治体等に対し、これらの法律に基づき報告させ、又は徴収した帳簿書類等一切を開示請求すれば、おのずと判明する情報であるとして、条例第5条第1号ただし書アに該当する旨主張するが、そもそも、同号ただし書アに該当する情報が個人に関する情報であるにもかかわらず、公開情報とされるのは、かかる情報が、法令等の規定に基づき、公開請求の時点において既に何人にも知り得る状態となっているためである。しかるに、情報公開制度における情報の開示は、開示請求者に対する開示決定という処分に基づいて初めて行われるものであることにかんがみると、仮に開示される情報が全部公開される情報であったとしても、当該情報は、公開請求の時点において、既に何人にも知り得る状態にあったとすることはできない。したがって、同号ただし書アにいう情報には、情報公開制度によって開示される情報は含まれないと解される。よって、この点に関する異議申立人の主張は、採用することができない。

e' さらに、異議申立人は、被処分者の職歴一覧表に記載されている被処分者勤務先病院住所及び電話番号について、医療法の規定等により公になっているとして条例第5条第1号ただし書アに該当する旨主張するが、前記(ア)c(a)のとおり、かかる情報は、被処分者氏名と相まって、全体として個人識別情報にあたるため、同号ただし書アに該当すると認められるには、かかる情報が被処分者の個人識別情報として、法令等の規定により何人にも閲覧等できることが必要である。しかし、異議申立人の主張は、端的に、当該病院の住所及び電話番号が医療法の規定等により公になっていると主張するものに過ぎず、被処分者の個人識別情報として公になっていることを主張するものではない。よって、この点に関する異議申立人の主張は採用することができない。

(b) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

a' 厚生労働省の問い合わせ先担当者の職員氏名及び個人用メールアドレス

ドレスのうち、個人用メールアドレスについては、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報であると認められるため、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると判断する。

b' 他方、職員氏名については、当該公務員の職及び職務の遂行内容に関する情報には該当しないと認められるため、条例第5条第1号ただし書ウには該当しないと判断する。

c' また、調査期間（病院）を除く被処分者の職歴一覧表に記載されている情報は、全体として被処分者の個人情報であり、被処分者の経歴に関する情報であると認められるが、その内容は被処分者の指定医取得日並びに被処分者勤務先病院名、同病院名と同視できる被処分者勤務先病院住所及び被処分者勤務先病院電話番号である。したがって、かかる情報は、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報と認めることは困難であり、加えて、当審査会で確認したところ、精神保健指定医は、精神保健福祉法第19条の4第2項に掲げる職務に限り、公務員としてその職務を行うこととされており、その職務内容に応じ、一般医師としての身分と公務員としての身分を併有しているものと認められることを考慮すれば、調査期間（病院）を除く被処分者の職歴一覧表に記載されている情報は、公務員等の職務の遂行に関する情報ではないと認められる。よって、条例第5条第1号ただし書ウには該当しないと判断する。

d' なお、異議申立人は、精神保健指定医が特別職の公務員に該当することを理由に、被処分者の職歴一覧表に記載されている被処分者の指定医取得日について、条例第5条第1号ただし書ウに該当する旨主張するが、前記c'のとおり、この点に関する異議申立人の主張は採用することができない。

(c) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

a' 条例第5条第1号ただし書エは、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は将来そのような危害等の発生が予測される状態が存在している場合、県民を保護するために公開することが公益

上必要であると認められる情報を公開することを定めており、公開することにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、身体等の保護の必要性が上回るときに、当該情報を公開する規定と解される。

- b' これを本件について見ると、厚生労働省の問い合わせ先担当者の職員氏名及び調査期間（病院）を除く被処分者の職歴一覧表に記載されている情報に掲げる情報を公開したとしても、これにより現に生じている又は将来生じると予測される人の生命、身体等への危害等が予防されるといった事態を想定することは極めて困難であると言わざるを得ない。よって、同省の問い合わせ先担当者の職員氏名及び調査期間（病院）を除く被処分者の職歴一覧表に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書エには該当しないと判断する。
- c' なお、この点について、異議申立人は、精神保健指定医が精神障害者等の人権を制限する権限が強大であることを理由に、条例第5条第1号ただし書エに該当する旨主張するが、前記b'のとおり、この点に関する異議申立人の主張は採用することができない。

エ 平成27年5月25日付け起案文書（その2）

同起案文書のうち、平成27年5月22日付け厚生労働省発出調査依頼文における非公開情報の条例第5条第1号該当性については、前記ウのとおりであるため、その余の文書について、以下、検討する。

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

a 依頼文宛名（被処分者勤務先病院名）

同起案文書のうち、県発出調査依頼文における依頼文宛名（被処分者勤務先病院名）については、特定被処分者の勤務先病院名としてではなく、端的に病院名が記載されているに過ぎないことから、個人に関する情報であると認めることはできないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

b 回答者名（被処分者勤務先病院長役職名）、被処分者氏名及び調査期間

同起案文書のうち、県発出調査回答様式における回答者名（被処分

者勤務先病院長役職名)、被処分者氏名及び調査期間について、回答者名(被処分者勤務先病院長役職名)は、被処分者にとって勤務歴のある病院名を示しているに等しく、また、調査期間は被処分者の当該病院における勤務期間を示すものであるため、これらの情報は、全体として被処分者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

(a) 被処分者氏名については、前記ア(イ)のとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

(b) 他方、回答者名(被処分者勤務先病院長役職名)及び調査期間については、前記ウ(イ)a(b)と同様に、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

b 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

回答者名(被処分者勤務先病院長役職名)及び調査期間については、前記ウ(イ)b(a)b'、前記ウ(イ)b(b)c'及び前記ウ(イ)b(c)b'と同様に、条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

オ 平成27年6月18日付け起案文書

同起案文書のうち、平成27年5月22日付け厚生労働省発出調査依頼文における非公開情報の条例第5条第1号該当性については、前記ウのとおりであるため、また、同年6月17日付け厚生労働省プレスリリースにおける非公開情報については、同年4月15日付け同省プレスリリースと内容が共通しており、前記アと同様であると判断できるため、その余の文書について、以下、検討する。

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

a 欄外メモ

(a) 同起案文書のうち、過去5年の指定医業務に係る調査結果等報告書に欄外メモとして記載された電話番号について、当審査会で確認

したところ、厚生労働省の特定所属の電話番号であることが認められる。また、調査依頼主体者区分の凡例も、県が実施した調査に関し、その主体となった所属を区別するだけのものに過ぎないと認められる。よって、これらの情報は、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

(b) 他方、欄外メモとして記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

b 回答者名（被処分者勤務先病院長役職名）、被処分者氏名、調査期間並びに回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名及び電話番号

(a) 同起案文書のうち、回答文書における回答者名（被処分者勤務先病院長役職名）、被処分者氏名、調査期間並びに回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名及び電話番号について、回答者名（被処分者勤務先病院長役職名）は、被処分者にとって勤務歴のある病院名を示しているに等しく、また、調査期間は被処分者の当該病院における勤務期間を示すものであり、問い合わせ先電話番号は当該病院の代表電話番号であるため、被処分者にとって勤務歴のある病院名を示しているに等しいことから、これらの情報は、全体として被処分者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。よって、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(b) また、回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名については、当該担当者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

c 被処分者によって行われた措置の年月日並びに被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号

- (a) 同起案文書のうち、措置入院に関する診断書審査結果報告書における被処分者によって行われた措置の年月日については、特定の措置者と結びつく情報ではなく、端的に年月日が記載されているのみであるため、個人に関する情報であるとは認められないことから、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。
- (b) 他方、被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号については、当該精神保健指定医の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。
- d 被処分者勤務先病院名並びに被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号
- (a) 同起案文書のうち、隔離・拘束に関する審査結果報告書における被処分者勤務先病院名については、特定被処分者の勤務先病院名としてではなく、端的に病院名が記載されているに過ぎないことから、個人に関する情報であると認めることはできないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。
- (b) 他方、被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号については、前記c(b)のとおり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。
- e 氏名欄に記載された被処分者勤務先病院名、該当指定医欄に記載された当該病院における被処分者数、調査実施者及び調査日時
- (a) 同起案文書のうち、調査実施日程表における氏名欄に記載された被処分者勤務先病院名、該当指定医欄に記載された当該病院における被処分者数及び調査日時については、特定被処分者に結びつく情報としてではなく、端的に、病院名、人数、日時が記載されているに過ぎないことため、個人に関する情報であると認めることはできないことから、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。
- (b) 他方、調査実施者として記載された行政指定医名及び県職員名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文

に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

(a) 公務の遂行に関する情報として記載された公務員の氏名については、当該氏名が職員録等で公表されている場合には、条例第5条第1号ただし書イに該当すると解される。

(b) そこで、過去5年の指定医業務に係る調査結果等報告書、措置入院に関する診断書審査結果報告書及び隔離・拘束に関する審査結果報告書（以下「調査結果等報告書」と総称する。）に記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び調査実施日程表に記載された行政指定医名の条例第5条第1号ただし書イ該当性について、以下、検討する。

(c) 当審査会で確認したところ、被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の行為及び調査実施日程表に基づいて行われた調査は、精神保健福祉法第38条の6第1項の規定に基づく立入検査の一環と認められる。したがって、両行為は本県の公務員としての行為であること言うことができる（同法第19条の4第2項第6号）。また、確認を行った精神保健指定医のうち、一部の者については、本県職員録に登載されていることが認められる。

よって、両行為を行った精神保健指定医のうち、本県職員録に記載された者の氏名については、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断するが、その余の精神保健指定医の氏名については、同号ただし書イには該当しないと判断する。

なお、異議申立人は、この点について、厚生労働省や同省地方厚生（支）局に対し、情報公開法に基づき開示請求すれば、精神保健指定医の氏名が開示されるため、かかる情報は、同号ただし書イに該当する旨主張するが、前記ウ(イ)b(a)d'と同様に、同号ただし書イには該当しないと判断する。

(d) 他方、調査結果等報告書に記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の指定医証番号については、慣行として

公にされているとは認められない。また、公にすることが予定されている情報であるとも認めることができない。よって、これらの情報は、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

なお、異議申立人は、この点について、精神保健指定医がその指定に際して交付される指定医証に、指定証番号が記載されており、通常診療において、求めがあれば指定医証を提示しているはずであることを理由に、条例第5条第1号ただし書イに該当する旨主張するが、当審査会において、かかる慣行があるとまで確認するには至らなかったことから、この点に関する異議申立人の主張は採用することができない。

(e) 調査実施日程表に記載された県職員名については、当審査会で確認したところ、本県職員録に登載されていることが認められるため、前記(a)のとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

(f) 他方、回答文書における回答者名（被処分者勤務先病院長役職名）、被処分者氏名、調査期間及び回答者問い合わせ先電話番号のうち、被処分者氏名については、前記ア(イ)のとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。しかし、その余の情報については、慣行として公にされているとは認められず、また、公にすることが予定されている情報であるとも認めることができない。よって、かかる情報は、同号ただし書イには該当しないと判断する。

(g) また、回答文書において回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名については、これを慣行として公にしているとは認められず、また、公にすることが予定されているとも認められないことから、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

なお、この点について、異議申立人は、本件事件の重大性や説明責任、本件事件の重大性により担当者であっても病院の責任者に準じること等を理由に条例第5条第1号ただし書イに該当する旨主張するが、一般に、調査依頼事項の重要性に応じて、当該調査の回答者の職責がその職位に関わらず責任者に準ずるといった社会的事実

は認められず、また、調査依頼事項が重要であることをもって、当該調査に回答した担当者の氏名を公にすることが予定されると評価することも困難であると言わざるを得ない。よって、この点に関する異議申立人の主張は、採用することができない。

b 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

(a) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

調査結果等報告書に記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の指定医証番号及び同指定医の氏名のうち本県職員録に登載されていない者の氏名、回答文書における回答者名（被処分者勤務先病院長役職名）、調査期間及び回答者問い合わせ先として記載された電話番号並びに回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名については、いずれも法令等の規定により何人にも閲覧等できる情報とは認められないことから、条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。

(b) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

a' 調査結果等報告書に記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名のうち本県職員録に登載されていない者の氏名については、前記ウ(イ)b(b)b'と同様に、条例第5条第1号ただし書ウには該当しないと判断する。

b' また、調査結果等報告書に記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の指定医証番号について、異議申立人は、公務員の職務遂行の内容に係る情報である旨主張するが、前記ウ(イ)b(b)c'と同様に、公務員の職務遂行に関する情報ではないと認められる。よって、条例第5条第1号ただし書ウには該当しないと判断する。

c' 回答文書における回答者名（被処分者勤務先病院長役職名）、調査期間及び回答者問い合わせ先として記載された電話番号については、前記ウ(イ)b(b)c'と同様に、条例第5条第1号ただし書ウには該当しないと判断する。

d' 回答文書における回答者問い合わせ先として記載された担当者氏

名については、当該担当者は公務員でないことから、条例第5条第1号ただし書ウには該当しないと判断する。

(c) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

調査結果等報告書に記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の指定医証番号及び同指定医の氏名のうち本県職員録に登録されていない者の氏名、回答文書における回答者名（被処分者勤務先病院長役職名）、調査期間及び回答者問い合わせ先として記載された電話番号並びに回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名については、前記ウ(イ)b(c)b'と同様に、これらの情報を公開することにより、現に生じている又は将来生じると予測される人の生命、身体等への危害等が予防されるといった事態を想定することは極めて困難であると言わざるを得ない。よって、これらの情報は、条例第5条第1号ただし書エには該当しないと判断する。

カ 平成27年7月8日付け起案文書

同起案文書のうち、平成27年7月6日付け厚生労働省発出調査依頼文における非公開情報については、同年5月22日付け同省発出調査依頼文と内容が共通しているため、前記ウと同様に判断する。

キ 平成27年7月10日付け起案文書

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

a 被処分者氏名、被処分者指定医証番号及び被処分者の指定医取得日

同起案文書のうち、平成27年7月8日付け特定病院発出調査依頼文の本文における被処分者氏名、被処分者指定医証番号及び被処分者の指定医取得日については、被処分者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

b 特定病院問い合わせ先

(a) 同起案文書のうち、平成27年7月8日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院問い合わせ先として記載された担当者氏名については、当該担当者の個人に関する情報であって、特定の個人を識

別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(b) 他方、問い合わせ先担当者の内線電話番号及び組織共用メールアドレスについては、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

c 被処分者の職歴一覧表

同起案文書のうち、平成27年7月8日付け特定病院発出調査依頼文における被処分者の職歴一覧表に記載されている被処分者氏名、精神保健指定医であるか否かの区分、被処分者の指定医取得日、期間、被処分者勤務先病院名、常勤・非常勤の区分、被処分者勤務先病院住所及び被処分者勤務先病院電話番号は、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(i) 条例第5条第1号ただし書該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

(a) 平成27年7月8日付け特定病院発出調査依頼文の本文における被処分者氏名については、前記ア(i)のとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

(b) 他方、被処分者指定医証番号については、前記オ(i)a(d)と同様に、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

(c) また、被処分者の指定医取得日についても、前記ウ(i)a(b)のとおり、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

(d) 特定病院問い合わせ先として記載された担当者氏名については、前記オ(i)a(g)と同様に、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

(e) 被処分者職歴一覧表における被処分者氏名については、前記ア(i)のとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

(f) 被処分者職歴一覧表における精神保健指定医であるか否かの区分については、被処分者が精神保健指定医であるか否かが記載されているところ、平成27年7月8日付け特定病院発出調査依頼文の内容

等にかんがみれば、調査対象とされている被処分者が精神保健指定医であることは明らかであると言うほかない。よって、同区分については、公にすることが予定されている情報であると認めることができることから、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

(g) 他方、被処分者氏名及び精神保健指定医であるか否かの区分を除いたその余の被処分者職歴一覧表における非公開情報については、前記ウ(イ)a(b)と同様に、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

b 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

被処分者指定医証番号については、前記オ(イ)b(a)、前記オ(イ)b(b)b'及び前記オ(イ)b(c)と同様に、被処分者の指定医取得日については、前記ウ(イ)b(a)b'、前記ウ(イ)b(b)c'及び前記ウ(イ)b(c)b'のとおり、特定病院問い合わせ先担当者氏名については、前記オ(イ)b(a)、前記オ(イ)b(b)d'及び前記オ(イ)b(c)と同様に、被処分者氏名及び精神保健指定医であるか否かの区分を除いたその余の被処分者職歴一覧表における非公開情報については、前記ウ(イ)b(a)b'、前記ウ(イ)b(b)c'及び前記ウ(イ)b(c)b'と同様に、条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエには該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

そこで、平成27年4月30日付け及び同年7月8日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院問い合わせ先内線電話番号及び組織共用メールアドレス並びに県発出調査依頼文、隔離・拘束に関する審査結果報告書及び調査実施日程表における被処分者勤務先病院名の同号本文該当性について、以下、検討する。

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 平成27年4月30日付け及び同年7月8日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院問い合わせ先内線番号及び組織共用メールアドレスについて、当審査会において確認したところ、内線番号については公表されていないことが認められるが、組織共用メールアドレスについては、当該特定病院のホームページにおいて公表されていることが認められる。したがって、内線番号については、これを公開することにより、迷惑電話等により当該特定病院の業務に支障を生じさせ、その正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第5条第2号本文に該当するが、組織共用メールアドレスについては、当該特定病院が自ら公表している以上、その正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、同号本文には該当しないと判断する。

なお、この点について、異議申立人は、他の自治体に対する情報公開請求の結果、既に開示されている情報であるため、当該特定病院の正当な利益を害することはない旨主張している。しかし、同号本文は、法的保護に値する法人の正当な利益を保護する趣旨であり、既に保護されるべき法益が侵害されているからといって、当該法益を保護する必要性が失われるわけではなく、同号本文に言う「その他正当な利益を害するおそれがあるもの」という類型に該当することに変わりはないことから、この点に関する異議申立人の主張は、採用することができない。

(イ) 県発出調査依頼文、隔離・拘束に関する審査結果報告書及び調査実施日程表における被処分者勤務先病院名については、実施機関が説明するように、これを公開することにより、被処分者が勤務していたことが明らかとなり、何ら問題がなかった処分や診療行為等にまで疑義が持たれる等、当該病院の業務の遂行に支障が生じ、その正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

もともと、条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報は公開することを規定している。

そこで、前記アにおいて同号本文に該当するとした非公開情報の同号本文ただし書該当性について、以下、検討する。

(7) 条例第5条第2号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。

(イ) 当審査会で確認したところ、前記アにおいて条例第5条第2号本文に該当するとした非公開情報は、これを公開したとしても、これにより現に生じている又は将来生じると予測される人の生命、身体等への危害等が予防されるといった事態を想定することは極めて困難と言わざるを得ない。よって、前記アにおいて同号本文に該当するとした非公開情報は、同号ただし書には該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、同号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、平成27年5月22日付け及び同年7月6日付け厚生労働省発出調査依頼文における同省問い合わせ先担当者の内線電話番号及び個人用メールアドレスの条例第5条第4号該当性について、以下、検討する。

当審査会で確認したところ、内線電話番号については、同省のホームページにおいて、特定事業の問い合わせ先として公表されていることが認められるが、個人用メールアドレスについては公表されていないことが認められる。

したがって、個人用メールアドレスについては、これを公開することにより、迷惑メール等が送信され、同省の事務に支障を生じさせるおそれがあると認められることから、条例第5条第4号に該当するが、内線電話番号については、同省が自ら公表を行っている以上、これを公開することにより、事務事業に支障が生ずるとは認められず、同号には該当しないと判断する。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、異議申立人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上特に必要があると認められるとき」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命・身体などの保護の必要性よりも、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性がある場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、異議申立人は、精神保健指定医が強大な権限を有していること、精神科医療の現状や本件処分を妥当とすることが障害者の権利に関する条約に反していること、精神障害者とされた者の人権を擁護する必要があること等を理由に、条例第7条の適用を主張しているが、本件非公開情報を公開することによって、現に生じ又は将来予測される危害等から、いかなる社会的、公共的な利益が保護されるのかを具体的に摘示しておらず、当審査会においても、前記(2)ウ(i)b(c)b'等のとおり、本件非公開情報の一部についてすら、条例第5条第1号ただし書エ及び同条第2号ただし書に該当すると認めることができないことから、条例第7条の適用を基礎付ける社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性を見出すことはできないと言うほかない。よって、実施機関が、本件非公開情報について、条例第7条に基づく裁量的公開をしなかったことは、妥当であると判断する。

(6) 診療報酬の不正・返還にかかわる文書の不存在について

実施機関が説明するとおり、精神保健医療に係る診療報酬の不正及び返還に係る調査権限は、健康保険法第78条に基づき、厚生労働大臣が有しており、また、診療報酬事務は厚生労働省地方厚生（支）局が所管していることが認められるため、診療報酬の不正・返還にかかわる文書について、実施機関が作成又は取得していないため不存在であるとして公開を拒んだことに、不合理な点は認められない。

なお、この点について、異議申立人は、新聞報道上、本件事件に付随する診療報酬の返還について、本県が「報酬の返還を求めるのは法律上難しい」と判断していることから、当該判断に至る行政文書が存在するはずである旨主張するが、厚生労働省の見解である「処分されるまでの指定医としての行為は法的に有効」という前提に立てば、法律上当然に当該判断に至るものと認められることから、この点に関する異議申立人の主張は、採用することができない。

(7) 結論

以上から、実施機関は、本件非公開情報のうち、別表2に掲げるものは公開すべきであるが、別表3に掲げるものは、条例第5条第1号、第2号又は第4号に該当するため、非公開とすることが妥当である。また、診療報酬の不正・返還にかかわる文書について、実施機関が、作成又は取得していないため不存在であるとして公開を拒んだことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

本件行政文書における非公開情報一覧			
文書区分	構成文書 〔非公開情報が含まれる ものに限る〕	非公開情報	
平成27年 4月15日 付け厚生労働省 プレスリリース	同左	ファックス送信情報	
		発信所属名	
		ファックス文書番号	
		厚生労働省問い合わせ先	
		職名	
		職員氏名	
		直通電話番号	
		内線電話番号	
平成27年 5月14日 付け起案文書	平成27年 4月30日 付け特定病院発出 調査依頼文	特定病院問い合わせ先	
		内線電話番号	
		組織共用メールアドレス	
平成27年 5月25日 付け起案文書 (その1)	平成27年 5月22日 付け厚生労働省 発出調査依頼文	厚生労働省問い合わせ先	
		職員氏名	
		内線電話番号	
		個人メールアドレス	
		被処分者が過去5年間に勤務したことの ある医療機関が所在する都道府県及び指 定都市名	
		被処分者の職歴一覧表	
		被処分者氏名	
		被処分者の指定医取得日	
		調査期間(個人)	
		調査期間(病院)	
		被処分者勤務先病院名	
		被処分者勤務先病院住所	
被処分者勤務先病院電話番号			
平成27年 5月25日 付け起案文書 (その2)	県発出調査依頼文	依頼文宛名 (被処分者勤務先病院名)	
	県発出調査 回答様式	回答者名 (被処分者勤務先病院長役職名)	
		被処分者氏名	
		調査期間	
	平成27年 5月22日 付け厚生労働省 発出調査依頼文		厚生労働省問い合わせ先
			職員氏名
			内線電話番号
			個人メールアドレス

別表1 《つづき》

平成27年 5月25日 付け起案文書 (その2) 《つづき》	平成27年 5月22日 付け厚生労働省 発出調査依頼文 《つづき》	被処分者が過去5年間に勤務したことのある医療機関が所在する都道府県及び指定都市名
		被処分者の職歴一覧表
		被処分者氏名
		被処分者の指定医取得日
		調査期間(個人)
		調査期間(病院)
		被処分者勤務先病院名
		被処分者勤務先病院住所
被処分者勤務先病院電話番号		
平成27年 6月18日 付け起案文書	過去5年の 指定医業務に係る 調査結果等報告書	欄外メモ
		電話番号
		被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号
		調査依頼主体者区分の凡例
	回答文書	回答者名 (被処分者勤務先病院長役職名)
		被処分者氏名
		調査期間
		回答者問い合わせ先
		担当者氏名 電話番号
	措置入院に関する 診断書審査結果 報告書	被処分者によって行われた措置の年月日
		被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号
	隔離・拘束に関する 審査結果報告書	被処分者勤務先病院名
		被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号
	調査実施日程表	氏名欄に記載された被処分者勤務先病院名
		該当指定医欄に記載された当該病院における被処分者数
		調査実施者
		行政指定医名 県職員名
		調査日時
	平成27年 5月22日 付け厚生労働省 発出調査依頼文	厚生労働省問い合わせ先
		職員氏名
内線電話番号		
個人メールアドレス		

別表1 《つづき》

平成27年6月18日 付け起案文書 《つづき》	平成27年5月22日 付け厚生労働省 発出調査依頼文 《つづき》	被処分者が過去5年間に勤務したことの ある医療機関が所在する都道府県及び指 定都市名
		被処分者の職歴一覧表
		被処分者氏名
		被処分者の指定医取得日
		調査期間（個人）
		調査期間（病院）
		被処分者勤務先病院名
		被処分者勤務先病院住所
	被処分者勤務先病院電話番号	
	平成27年6月17日 付け厚生労働省 プレスリリース	厚生労働省問い合わせ先
		職名
		職員氏名
		直通電話番号
		内線電話番号
被処分者氏名		
平成27年7月8日 付け起案文書	平成27年7月6日 付け厚生労働省 発出調査依頼文	厚生労働省問い合わせ先
		職員氏名
		内線電話番号
		個人メールアドレス
	被処分者が過去5年間に勤務したことの ある医療機関が所在する都道府県及び指 定都市名	
	被処分者の職歴一覧表	
	被処分者氏名	
	被処分者の指定医取得日	
	期間	
	被処分者勤務先病院名	
被処分者勤務先病院住所		
被処分者勤務先病院電話番号		
平成27年7月10日 付け起案文書	平成27年7月8日 付け特定病院発出 調査依頼文	被処分者氏名
		被処分者指定医証番号
		被処分者の指定医取得日
		特定病院問い合わせ先
		担当者氏名
		内線電話番号
組織共用メールアドレス		

別表1 《つづき》

平成27年7月10日 付け起案文書 《つづき》	平成27年7月8日 付け特定病院発出 調査依頼文 《つづき》	被処分者の職歴一覧表
		被処分者氏名
		精神保健指定医であるか否かの区分
		被処分者の指定医取得日
		期間
		被処分者勤務先病院名
		常勤・非常勤の区分
		被処分者勤務先病院住所
		被処分者勤務先病院電話番号

別表 2

公開すべき非公開情報の一覧			
文書区分	構成文書 (非公開情報が含まれるものに限る)	非公開情報	適用条項等
平成27年 4月15日 付け厚生 労働省 プレス リリース	同左	ファックス送信情報	
		発信所属名	非公開事由に 該当しないため
		ファックス文書番号	
		厚生労働省問い合わせ先	
		職名	条例第5条第1号 ただし書イ該当
		職員氏名	
		直通電話番号	非公開事由に 該当しないため
内線電話番号			
被処分者氏名	条例第5条第1号 ただし書イ該当		
平成27年 5月14日 付け起案 文書	平成27年4 月30日付け 特定病院 発出調査 依頼文	特定病院問い合わせ先	非公開事由に 該当しないため
		組織共用メールアドレス	
平成27年 5月25日 付け起案 文書 (その1)	平成27年5 月22日付け 厚生労働省 発出調査 依頼文	厚生労働省問い合わせ先	
		内線電話番号	非公開事由に 該当しないため
		被処分者が過去5年間に勤務した ことのある医療機関が所在する都 道府県及び指定都市名	非公開事由に 該当しないため
		被処分者の職歴一覧表	
		被処分者氏名	条例第5条第1号 ただし書イ該当
	調査期間(病院)	非公開事由に 該当しないため	
平成27年 5月25日 付け起案 文書 (その2)	県発出調査 回答様式	被処分者氏名	条例第5条第1号 ただし書イ該当
	平成27年5 月22日付け 厚生労働省 発出調査 依頼文	厚生労働省問い合わせ先	
		内線電話番号	非公開事由に 該当しないため

別表2 《つづき》

平成27年 5月25日 付け起案 文書 (その2) 《つづき》	平成27年5 月22日付け 厚生労働省 発出調査 依頼文 《つづき》	被処分者が過去5年間に勤務した ことのある医療機関が所在する都 道府県及び指定都市名	非公開事由に 該当しないため	
		被処分者の職歴一覧表		
		被処分者氏名	条例第5条第1号 ただし書イ該当	
		調査期間(病院)	非公開事由に 該当しないため	
平成27年 6月18日 付け起案 文書	過去5年の 指定医業務 に係る 調査結果等 報告書	欄外メモ		
		電話番号	非公開事由に 該当しないため	
		被処分者による措置の適否を 確認した精神保健指定医の氏 名及び指定医証番号	本県職員録登載者 の氏名のみ 条例第5条第1号 ただし書イ該当	
			調査依頼主体者区分の凡例	非公開事由に 該当しないため
	回答文書	被処分者氏名	条例第5条第1号 ただし書イ該当	
	措置入院に 関する診断 書審査結果 報告書	被処分者によって行われた措置の 年月日	非公開事由に 該当しないため	
		被処分者による措置の適否を確認 した精神保健指定医の氏名及び指 定医証番号	本県職員録登載者 の氏名のみ 条例第5条第1号 ただし書イ該当	
	隔離・拘束 に関する 審査結果報 告書	被処分者による措置の適否を確認 した精神保健指定医の氏名及び指 定医証番号	本県職員録登載者 の氏名のみ 条例第5条第1号 ただし書イ該当	
	調査実施 日程表	該当指定医欄に記載された 当該病院における被処分者数	非公開事由に 該当しないため	
		調査実施者		
行政指定医名		本県職員録登載者 の氏名のみ 条例第5条第1号 ただし書イ該当		
県職員名		条例第5条第1号 ただし書イ該当		
		調査日時	非公開事由に 該当しないため	

別表2 《つづき》

平成27年 6月18日 付け 起案文書 《つづき》	平成27年5 月22日付け 厚生労働省 発出調査 依頼文	厚生労働省問い合わせ先	
		内線電話番号	非公開事由に 該当しないため
		被処分者が過去5年間に勤務した ことのある医療機関が所在する都 道府県及び指定都市名	非公開事由に 該当しないため
		被処分者の職歴一覧表	
	被処分者氏名	条例第5条第1号 ただし書イ該当	
	調査期間（病院）	非公開事由に 該当しないため	
	平成27年6 月17日付け 厚生労働省 プレス リリース	厚生労働省問い合わせ先	
職名		条例第5条第1号 ただし書イ該当	
職員氏名		非公開事由に 該当しないため	
直通電話番号		非公開事由に 該当しないため	
内線電話番号		非公開事由に 該当しないため	
被処分者氏名	条例第5条第1号 ただし書イ該当		
平成27年 7月8日 付け起案 文書	平成27年7 月6日付け 厚生労働省 発出調査 依頼文	厚生労働省問い合わせ先	
		内線電話番号	非公開事由に 該当しないため
		被処分者が過去5年間に勤務した ことのある医療機関が所在する都 道府県及び指定都市名	非公開事由に 該当しないため
		被処分者の職歴一覧表	
被処分者氏名	条例第5条第1号 ただし書イ該当		
平成27年 7月10日 付け起案 文書	平成27年7 月8日付け 特定病院 発出調査 依頼文	被処分者氏名	条例第5条第1号 ただし書イ該当
		特定病院問い合わせ先	
		組織共用メールアドレス	非公開事由に 該当しないため
		被処分者の職歴一覧表	
		被処分者氏名	条例第5条第1号 ただし書イ該当
精神保健指定医であるか否か の区分	非公開事由に 該当しないため		

別表 3

本件行政文書における非公開妥当情報一覧				
文書区分	構成文書 (非公開情報が含まれるものに限る)	非公開情報	適用条項	
平成27年 5月14日 付け起案 文書	平成27年4 月30日付け 特定病院 発出調査 依頼文	特定病院問い合わせ先 内線電話番号	条例第5条第2号該当	
平成27年 5月25日 付け起案 文書 (その1)	平成27年5 月22日付け 厚生労働省 発出調査 依頼文	厚生労働省問い合わせ先		
		職員氏名	条例第5条第1号該当	
		個人メールアドレス	条例第5条第4号該当	
		被処分者の職歴一覧表		
		被処分者の指定医取得日	条例第5条第1号該当	
		調査期間(個人)		
被処分者勤務先病院名				
被処分者勤務先病院住所				
被処分者勤務先病院電話番号				
平成27年 5月25日 付け起案 文書 (その2)	県発出調査 依頼文	依頼文宛名 (被処分者勤務先病院名)	条例第5条第2号該当	
		県発出調査 回答様式	回答者名 (被処分者勤務先病院長役職名)	条例第5条第1号該当
	調査期間			
	平成27年5 月22日付け 厚生労働省 発出調査 依頼文	平成27年5 月22日付け 厚生労働省 発出調査 依頼文	厚生労働省問い合わせ先	
			職員氏名	条例第5条第1号該当
			個人メールアドレス	条例第5条第4号該当
			被処分者の職歴一覧表	
			被処分者の指定医取得日	条例第5条第1号該当
			調査期間(個人)	
			被処分者勤務先病院名	
被処分者勤務先病院住所				
被処分者勤務先病院電話番号				
平成27年 6月18日 付け起案 文書	過去5年の 指定医業務 に係る 調査結果等 報告書	欄外メモ 被処分者による措置の適否を 確認した精神保健指定医の氏 名及び指定医証番号	本県職員録登載者の 氏名を除き 条例第5条第1号該当	

別表3 《つづき》

平成27年 6月18日 付け起案 文書 《つづき》	回答文書	回答者名 (被処分者勤務先病院長役職名)	条例第5条第1号該当 (被処分者の情報として)
		調査期間	
		回答者問い合わせ先	
		担当者氏名	条例第5条第1号該当 (担当者の情報として)
		電話番号	条例第5条第1号該当 (被処分者の情報として)
	措置入院に 関する診断 書審査結果 報告書	被処分者による措置の適否を確認 した精神保健指定医の氏名及び指 定医証番号	本県職員録登載者の 氏名を除き 条例第5条第1号該当
	隔離・拘束 に関する 審査結果 報告書	被処分者勤務先病院名	条例第5条第2号該当
		被処分者による措置の適否を確認 した精神保健指定医の氏名及び指 定医証番号	本県職員録登載者の 氏名を除き 条例第5条第1号該当
	調査実施 日程表	氏名欄に記載された 被処分者勤務先病院名	条例第5条第2号該当
		調査実施者	本県職員録登載者の 氏名を除き 条例第5条第1号該当
	行政指定医名		
平成27年5 月22日付け 厚生労働省 発出調査 依頼文	厚生労働省問い合わせ先		
	職員氏名	条例第5条第1号該当	
	個人メールアドレス	条例第5条第4号該当	
	被処分者の職歴一覧表		
	被処分者の指定医取得日	条例第5条第1号該当	
	調査期間(個人)		
	被処分者勤務先病院名		
被処分者勤務先病院住所			
被処分者勤務先病院電話番号			
平成27年 7月8日 付け起案 文書	厚生労働省問い合わせ先		
	職員氏名	条例第5条第1号該当	
	個人メールアドレス	条例第5条第4号該当	
	被処分者の職歴一覧表		
	被処分者の指定医取得日	条例第5条第1号該当	
	期間		
	被処分者勤務先病院名		
被処分者勤務先病院住所			
被処分者勤務先病院電話番号			

別表3 《つづき》

平成27年 7月10日 付け起案 文書	平成27年7 月8日付け 特定病院 発出調査 依頼文	被処分者指定医証番号	条例第5条第1号該当	
		被処分者の指定医取得日		
		特定病院問い合わせ先		
		担当者氏名	条例第5条第1号該当	
		内線電話番号	条例第5条第2号該当	
		被処分者の職歴一覧表		
		被処分者の指定医取得日	条例第5条第1号該当	
		期間		
		被処分者勤務先病院名		
		常勤・非常勤の区分		
被処分者勤務先病院住所				
被処分者勤務先病院電話番号				

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 9 月 14 日	○ 諮問受理
9 月 24 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 15 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 21 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
11 月 11 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 28 年 7 月 27 日 (第 154 回部会)	○ 審議
8 月 29 日 (第 155 回部会)	○ 実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取 ○ 異議申立人から意見を聴取
9 月 26 日 (第 156 回部会)	○ 審議
10 月 31 日 (第 157 回部会)	○ 審議
11 月 30 日 (第 158 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長

(平成 28 年 12 月 21 日現在) (五十音順)